

山口学芸大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、山口学芸大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は山口芸術短期大学の教育実績をもとに、平成 19(2007)年に創設された教員養成系の単科大学である。平成 23(2011)年には大学院が開設された。大学は郷土の生んだ大先達である吉田松陰の「至誠」を建学の精神とし、教育理念「芸術を基盤とする教育」に加え、3 つの教育の目的を掲げている。これらは多様な手段によって、学内外に広く周知されている。

教育研究のための基本的な組織としては、教授会・研究科委員会のほか、専務理事、学長、学生部長その他幹部の教職員から構成される運営委員会が、学内意思決定機関として適切に機能している。教養教育に関しては、組織上の責任体制は確立されているが、人間形成という教養教育本来の目的に鑑み、一層の充実に期待したい。

教育課程に関しては、教員・保育士の養成という大学の教育目的に即したカリキュラムが適切に編成されている。

アドミッションポリシーは明確であり、入学者に占める学力試験受験者が多い。少人数教育を反映して、全般的に学生に対するきめ細かい配慮がなされており、退学者も極めて少ない。

教員は、設置基準上の必要専任教員数が確保されており、採用・昇任の手続き、授業担当時間数など、概ね適切である。

職員の採用・昇任・異動などは、規則に基づいて適切に行われており、SD(Staff Development)の重要性についても、十分な認識が持たれている。

大学の管理運営は概ね適切に行われている。大学開設の平成 19(2007)年度から完成年度を過ぎた段階にあり、本認証評価受審までは自己点検・評価委員会を中心に文部科学省の履行状況報告書の作成などを行ってきたが、今後は、「山口学芸大学自己点検・評価規程」に基づく定期的な自己点検・評価活動を期待したい。

財務については、学生生徒等納付金が安定的に確保され、経営的に望ましい状況にある。また、会計監査なども公認会計士と監事によって適正に審議が行われ、適切な会計処理が行われている。

施設・設備などを含む教育研究環境に関しては、一部の施設・設備を山口芸術短期大学

と共用するなどして、設置基準上必要な校地・校舎を確保している。学生のアメニティに対する配慮も行届いている。ただし、一部の建物については耐震診断が実施されておらず、また、バリアフリー化が未整備の部分があることについては、早急に措置を講じることが望まれる。

社会連携については、エクステンションセンターを窓口として外部への施設の貸出しや公開授業などを通して地域社会に貢献しており、また、山口県立大学や山口東京理科大学との連携の中で、共同研究やFD(Faculty Development)・SD活動を進めている。

大学はその社会的責務として、公益通報者保護、学生の個人情報保護、セクシュアルハラスメント防止などに関する諸規定を整備している。今後はこれらに加えて、危機管理マニュアルや利益相反に関する規定などの整備にも期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は山口芸術短期大学の教育実績を基盤として平成 19(2007)年に創設された教員養成系の単科大学である。平成 23(2011)年には、大学院を開設した。

大学は、郷土が生んだ大先達である吉田松陰の「自ら功利を捨てて天下の行く末を案じ、捨て身的態度を貫く」という教育精神に則って「至誠」を建学の精神とし、大学設立の母体となった山口芸術短期大学から引継いだ「芸術を基盤とする教育」を教育理念としている。これらを踏まえて、(1)「人間形成および社会の形成における芸術の重要性を深く理解し、自らも豊かな芸術表現力をもち、芸術のすばらしさと可能性を子どもたちに伝え、共有することのできる優れた芸術表現指導力をもった教育者・保育者の養成」(2)「生涯発達の視点から、乳幼児期から児童期までの子どもの生活や発達・学びの連続性を理解し、また、社会全体で子どもを育てていくことの重要性と時代の要請を踏まえ、地域の教育資源を活かしながら教育・保育機関、家庭、地域社会の連携の中で教育や保育を実践できる教育者・保育者の養成」(3)「教育実践のなかで、複眼的かつ理論的に問題を把握し、他者との相互協力のもとで適切に問題を解決し、よりよい教育実践を生み出していくことのできる教育者・保育者の養成」という 3 つの教育目的を掲げている。

建学の精神、教育理念などは、学外に対しては、大学案内、ホームページ、オープンキャンパスなどで周知している。学内に対しては、入学式や新入生オリエンテーション、教授会、あるいは教職員のための研修会などを通して周知している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は教育学を主体とした 1 学部 1 研究科であり、教育研究上の目的を達成するための教育研究組織は、効率よく機能している。更に、付属亀山幼稚園は、幼稚園教諭養成のための学生の実習園として、教員の調査・研究・研修の場として機能し、大学の使命・目的にかなっている。研究科長は、学部の学科主任が兼務しており、相互の連携が取れている。

教養教育は、教務委員会が主管しているが、教育課程の編成に関することは、学部会議と教務委員会で協議し、「運営委員会」に諮り、教授会で審議し適切に実施されている。

大学の教育研究に関わる意思決定組織は、「運営委員会」を中心に教授会、「学部会議」「研究科委員会」「研究科会議」、各種委員会などで構成されている。「運営委員会」は理事会、教授会並びに研究科委員会との連携を図る役割を果たしており、大学運営は円滑に進められており、大学の使命や目的に対応した意思決定過程は十分に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

幼稚園と小学校の保育士、教員養成を主たる目的として編成されている学部の教育課程には、養成に必要な授業科目が網羅されている。教育目的に従い、子ども学関連の授業科目及び芸術系授業科目によって、教育目的を反映した独自のカリキュラムを編成している。教職課程及び保育士の課程は、教員・保育士養成の認定及び指定規則に即して体系的に設定されている。また、人材養成にふさわしい、人間形成に資する教養教育の授業科目が、課程の編成方針に従って適切に開設されている。

教育課程を授業に展開するに当たっては、幼児・児童の教育・保育人材を育成するための実践的な教育方法を重視し、教育目的を十分に反映している。各授業科目を必修・選択・自由科目に分け、適切に各年次に配当し、シラバスなどに記載の上、学生に対してあらかじめ明示している。

単位の認定と進級及び卒業・修了の要件について学生に明示するとともに、学習状況や進路希望については、教務課とチューターが連携して履修指導・履修相談などを行っており、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力がなされている。

大学院においても建学の理念に基づき、学部教育を継承し、「教育実践・表現に関する研究領域」「教育基盤・発達に関する研究領域」を設け、芸術表現及び発達への理解と教育実践を重視した修学を可能とする教育課程を編成している。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは明確で、ホームページ及び募集要項に記載するとともに、さまざまな機会を通じて広く周知されている。また、それに沿って、有為の人材を求める視点から入試が行われ、公正かつ妥当な方法により学生の確保がなされている。学部においては入学定員を十分に確保しており、良好である。学部の各授業のクラスサイズは、教育効果を上げるために適当な人数である。

学生への学習支援に対する意見は年 2 回の「授業に関するアンケート」によってくみ上げられ、学習支援体制の改善に反映している。また、オフィスアワーは、平成 23(2011)年度より制度化され実施している。

学生サービスの体制としては、チューター制による生活支援とともに、短期大学と連携した「学生生活支援委員会」を構成し、支援に反映させている。奨学金については独自の特待生制度を設け、また、学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げるために「学生生活に関するアンケート調査」を実施し、支援体制の改善に反映している。クラブ室の整備のほか、スポーツ大会や大学祭の運営委員のための「ピア・リーダーズ・セミナー」開催など、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

就職・進学に関しては、学生部の進路支援センターに所属する就職支援室が統括し、特に、教職に関しては教職支援担当教員が分業チームとして連携を図っている。進路支援センターには保育職、教職など、進路別の部門を整備するなど、就職や進学の支援体制は整備され、適切に運用されている。

少人数教育を行うことにより、学生へのきめ細かい対応がなされている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育及び保育人材を養成する教育課程を遂行するため、設置基準で求められている必要専任教員数を確保しており、教職などの主要科目については、資格を有する専任教員を配置している。

教員の採用・昇任に関しては、学則をはじめとする学内規則などに従って適切に運用されている。

教員の授業担当時間数は、教育活動に配慮した配当となっており、個々の教員が、教育に十分な時間を充てることのできる支援体制が整えられている。

教員の研究活動への支援も行われており、個人研究費のほかに、採択制の研究助成の制度を設け、研究費助成を実施している。

教育研究活動を支援し、その効果を点検するために「FD 委員会」を設け、大学連携プログラムにおいて大学教育の充実を目指す FD(Faculty Development)活動に取り組んでい

る。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制については、業務の能率的な遂行を図るため、併設の山口芸術短期大学と共同で組織されており、「学校法人宇部学園組織規程」に基づき、管理運営に関して事務部（庶務係、会計係）が配置され人員も適切に配置されている。

また、大学の教育研究支援のための事務体制についても、「学校法人宇部学園組織規程」及び「山口学芸大学就業規則」に基づき、学生部（教務課、学生課、企画・広報課、進路支援センター、エクステンションセンター）及び学術情報センターとして図書館と情報教育支援センターが設置され、教員と職員の協力体制のもと、適切に運用されている。

採用・昇任・異動についても、学長、専務理事、学生部長、事務課長を中心に適切に運用されている。

職員の資質・能力の向上のための取組みについても山口県内の大学との連携によって実施される SD(Staff Development)研修会やその他の機関の説明会などを利用することにより、職員のスキルアップにつなげている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

教育の目的を達成するための学校法人の管理運営体制は、「学校法人宇部学園寄附行為」などの諸規定に基づき整備され、理事会及び評議員会も円滑に運営されており、理事、監事及び評議員の構成、選出についても適切である。

自己点検・評価については、平成 19(2007)年に「山口学芸大学自己点検・評価規程」を制定し、「自己点検・評価委員会」が取組みを始めているが、本認証評価を受審するまでは文部科学省の履行状況調査の報告書作成、問題点の発議や改善策を審議するための検討委員会であった。今後は、同規程に定める委員会の活動を継続的に行い、改善に結びつける体制を整備し、ホームページなどを通じて学内外に公表していくよう期待したい。

管理部門と教学部門の連携については、大学の運営に関する重要事項を審議するための「運営委員会」を設置しており、理事でもある学長と専務理事が両部門の諸会議に出席し、理事会と教授会、研究科委員会との連携の役割を進めており、部門間の連携は適切に保たれている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

新設の大学であるにも関わらず、併設の山口芸術短期大学における約半世紀の伝統と実績をもとに学生募集が順調に行われている。これにより、学生生徒等納付金は安定的に確保され、帰属収入に占める割合（学生生徒等納付金比率）は高水準に推移しており、経営的に望ましい状況にある。

また、小規模な大学であるため人員配置を含む組織構成も小さくまとめられており、人件費比率は低く抑えられているが、設置基準で求められている必要専任教員数を確保し、必要な職員も確保している。

会計監査なども公認会計士と監事によって適正に審議が行われ、適切な会計処理が行われている。

教育研究を充実させるための外部資金の導入に関しては今後に期待したい。

財務情報の公開については、「宇部学園 財務情報の公開について」に基づいて、関連書類を閲覧に供するとともに、ホームページで各種財務諸表の公開を行っている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するために必要な校地・校舎の面積は、設置基準を満たしており、施設は併設の山口芸術短期大学と共用している。高度情報化時代に対応するための学術情報センターは、図書館、情報教育支援センターの機能を有し、運動場・体育施設も適切に維持、運営されている。

施設設備の安全性については、耐震性を確保している建物もあるが、耐震診断や耐震工事が進行中の建物も存在し、学園全体の施設設備の総合整備計画を策定し、改修工事を推進している途中の段階である。バリアフリー化への対応についても今後の整備に期待したい。

キャンパス内にはアメニティに配慮した教育環境が整備されており、教室以外に学生ラウンジや学生ホールを設けて学生の休憩の場、交流の場として有効に利用され、学生が自由に過ごせる憩いの場が設置されている。また、学内を全面禁煙とするとともに、学内美化を進めている。更に、ゆとりと潤いのある環境を目指して、草木を植えるなど学生により良い教育環境が提供できるように工夫している。

【参考意見】

- ・一部の建物について耐震診断が未実施なので、速やかな実施が望まれる。
- ・バリアフリー化が未整備の部分については、計画的な整備が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

教員養成系の大学として地域の教育・文化・福祉の向上・発展に貢献するために、講義室及び体育施設の貸出しや公開講座の開催など、大学の物的・人的資源の提供はエクステンションセンターを窓口として行っている。

山口県立大学及び山口東京理科大学との連携を進め、FD(Faculty Development)活動を協同して開催するなど、教育研究上において他大学との適切な関係が構築されている。

「教育・保育支援センター」では、研修・講習事業、相談援助事業を行い、専任教員が地域講演会の講師として参加するなど、緊密な協力関係を構築している。

また、毎年、夏には小学校・幼稚園教諭・保育士などを対象とした「教育・保育支援講座」や、夏期講座、「子どもフォーラム」を開催し、多くの参加者を得ており、地域社会との関係も良好である。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学は、「山口学芸大学 就業規則 第 4 章 服務規律」において、組織倫理に関する基本的事項を定めている。詳細な事項については、「公益通報者保護規定」「在学生等の個人情報保護に関する規則」「学生の個人情報保護に関する細則」「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に関する規則」、更には「科学研究費補助金経理事務取扱要領」などを制定して、社会的責任を有する機関として必要な組織倫理の確立に努めている。

学生が事故や事件にあった場合には、勤務時間内外に関わらず学生課の職員に連絡が取られ、関係教職員に連絡をする仕組みが確立している。その他の危機管理に関しては、キャンパス内の女子寮への防犯カメラの設置、AED（自動体外式除細動器）の設置などが行われている。

教育研究成果は主として、研究紀要「山口学芸研究」によって、公正かつ適切に学内外に広報されている。

【参考意見】

- ・日常的に起こり得るさまざまな危機に即応できる危機管理マニュアルの早期の策定が望

まれる。

- 避難訓練が実施されていないため、定期的な避難訓練の実施が望まれる。

